

平成28年（ワ）第27562号 損害賠償等請求事件

原告 池田 修一

被告 株式会社ウェッジ／大江紀洋／村中璃子

求釈明書（2）に関する意見書

平成29年1月13日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



記

原告池田修一は、平成29年1月10日付け原告準備書面（1）において、具体的根拠を何ら示すことなく、「原告は、この求釈明に回答する必要性はないと思料する。」と主張する。

しかしながら、平成28年12月26日付け求釈明書（2）及び平成29年1月6日付け被告村中璃子準備書面（1）で述べたとおり、本件において問題とされるべきは、原告池田修一が「子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけ」を発表したかどうか、及び、原告池田修一が研究代表者であり、その内容に全責任を負うべき本件マウス実験のデザイン、およびそのデザインの実験から得られた結果をもって、原告池田修一が行った平成28年3月16日の厚生労働省の本件成果発表会における発表や同日夜に放送されたNEWS 23における発言などの一連の行為が「捏造行為」と評価できるか否かである。

そのためには、本件マウス実験のデザイン、実験経過、実験結果につき、時系列で事実関係を明らかにした上で、その科学的な信頼性を評価し、かつ、本件マウス実験に対する原告池田修一、塩沢丹里教授及びA氏の三者の関与状況を検討する必要があることは上記求釈明書（2）において述べたとおりである。

原告池田修一は、自身の行為が「捏造」ではないとして本件訴訟を自ら提起したが、国民の税金を使って本件研究を行い、自身の不適切な発表により国民の誤解を招いたことについては、信州大学の本調査委員会および厚生労働省からも厳しい指摘を受けていることから、本件マウス実験のデザイン、実験経過、実験結果を殊更に隠蔽するのではなく、科学者として、自身の行為が「捏造」ではないことを、原告池田修一自身が保有する客観的なデータをもって説明すべき責任があり、その義務を負うというべきである。

よって、被告村中璃子は、原告池田修一に対し、原告池田修一の準備書面提出期限である平成29年2月6日、どんなに遅くとも平成29年2月10日までに、上記求釈明書（2）に対する回答を行うよう、強く求める。 以上